

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	渡利学習センター
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>雑入（学習センター印刷代）において、算定に誤りがあるものがあつた。 （1件2か所）（福島市学習センター印刷機及び複写機利用要綱第6条別表1）</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】</p> <p>印刷代の計算において担当者による金額内訳の確認不足、主任および館長による決裁時の確認不足が原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>印刷代の一部返還について、当該利用者に「学習センター印刷代還付請求書」「振込口座申請書」の提出を依頼し、超過分について令和4年12月12日に返還いたしました。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>今後は領収金額算定のために記載した「学習センター印刷機等利用申請書」の利用状況確認書の内容について、担当した職員と別の職員によるダブルチェックおよび主任、館長による決裁時の確認を徹底してまいります。このことについて事務マニュアルにも記載し、ミス再発の防止に努めてまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。